

通知預金 商品説明書

平成23年4月1日現在

商品名	通知預金
ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
期間	払戻に関する期間の定めはありません。 (ただし、預入後7日間の据置期間が必要です。)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	当行の国内本支店窓口で一括お預け入れいただけます。 50,000 円以上 10,000 円単位
払戻方法	解約時に一括して払い戻します。 (ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。)
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 (変動金利。金利については店頭へお問い合わせください) 解約時に一括して支払います。 付利単位を10,000円とした1年を365日とする日割により計算します。
税金	個人のお客さま ・源泉分離課税(国税15%、地方税5%) 法人のお客さま ・総合課税(非課税法人の場合は非課税)
手数料	なし
付加できる特約事項	個人のお客さまはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
預金保険	預金保険の対象となります。 (1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772